

○大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格

大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を次に定める。

大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格

(趣旨)

第一条 この告示は、大分県契約事務規則(昭和三十九年大分県規則第二十二号)第十九条及び第三十条の規定に基づき、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)並びに入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)の時期、方法等について定めるものとする。

(対象とする業務の種類)

第二条 資格審査の対象となる業務は、別表に掲げる業務とする。

(競争入札に参加できない者)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

一 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)又は破産者で復権を得ない者

二 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

三 第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

四 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

五 国税又は大分県税を滞納している者

六 資格審査の申請を行う日(以下「申請日」という。)の属する月の前月の末日(以下「基準日」という。)において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者(基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又

は一部を承継した者を除く。)

(資格審査)

第四条 競争入札に参加することができる者は、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認めた者とする。

- 一 営業年数(基準日までの営業年数をいう。)
- 二 営業実績(申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度(当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度)(以下「基準年度」という。))の販売実績や契約実績をいう。)

三 経営規模

イ 従業員数(基準日における営業に従事する者の数をいう。)

ロ 自己資本額(基準年度の決算における自己資本金の額をいう。)

四 経営比率(基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。)

五 機械設備等(基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。)(物品の製造、印刷及び修理等の請負を業とする者に限る。)

六 その他知事が必要と認める事項

(資格審査の申請の時期及び方法)

第五条 資格審査の申請の時期は、次に掲げる期間とする。

- 一 令和二年を初年とする二年目ごとの年(以下「定期更新年」という。))の七月一日から同月三十一日まで
- 二 定期更新年の十月一日から次の定期更新年の六月三十日まで
- 三 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第 三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約に係る資格審査を受けようとする場合は、知事が別に定める期間

2 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- 二 県税に関する誓約書及び納税確認に関する同意書(大分県内に事業所を有する者に限る。)

三 消費税及び地方消費税並びに法人税(個人にあつては、申告所得税及び復興特別所得税)の納税証明書

四 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては第三条第一号に規定する者でないことを証する書類

五 印鑑証明書

六 基準年度における貸借対照表及び損益計算書

七 申請者・営業概要調書

八 登録業種・口座届出調書

九 機械設備・許認可等調書（物品の製造、印刷及び修理等の請負を業とする者並びに営業に關し許認可が必要な者に限る。）

十 大分県暴力団排除条例に基づく誓約書

十一 その他知事が必要と認める書類

3 知事は、前項の競争入札参加資格審査申請書の提出があつた場合は、入札参加資格の有無を決定し、その結果を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（入札参加資格の有効期間）

第六条 入札参加資格の有効期間は、前条第三項の規定により入札参加資格を取得した日から同日以後における最初の定期更新年の九月三十日までとする。

（入札参加資格の承継）

第七条 入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）から、その営業の全部又は一部を承継した者（次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に該当し、当該者が当該営業の同一性を失うことなく事業を継続する場合に限る。）は、知事の承認を得て当該入札参加資格を承継できるものとする。

一 個人が死亡等により営業を継続することができなくなった場合 その相続人又は二親等以内の親族

二 個人が法人を設立した場合 その法人

三 法人が合併又は分割等によりその営業を譲渡した場合 その営業を承継した法人

2 前項の規定により入札参加資格を承継しようとする者は、速やかに、競争入札参加資格承継承認申請書に営業の全部又は一部を承継したことを証する書類を添え、第五条第二項各号に掲げる書類とともに知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の競争入札参加資格承継承認申請書の提出があつた場合で、入札参加資格の承継を認めるときは、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（入札参加資格の変更届）

第八条 入札参加資格者が次の各号のいずれかに掲げる事項に該当した場合は、遅滞なく、

競争入札参加資格登録事項変更届を知事に届け出なければならない。

- 一 商号又は名称を変更した場合
- 二 営業所の名称又は所在地等を変更した場合
- 三 法人の入札参加資格者で、その代表者又はその代表者の氏名に変更があった場合
- 四 個人の入札参加資格者で、その者の氏名に変更があった場合
- 五 代理人を変更した場合
- 六 実印を変更した場合
- 七 営業種目を変更した場合
- 八 営業を休止し、又は廃止した場合
- 九 前各号に掲げるもののほか、営業内容に関して重要な事項に変更があった場合  
(入札参加資格の取消し等)

第九条 知事は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

- 一 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
  - 二 第三条各号（第六号を除く。）に掲げる者に該当すると判明した場合
  - 三 資格審査の申請書（前条に規定する変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合
  - 四 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合
- 合
- 2 知事は、前項第一号から第三号までの規定により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

#### 附 則

##### (施行期日等)

- 1 この告示は、令和二年七月一日から施行する。
- 2 この告示第六条の規定は、令和二年十月一日以降に取得する入札参加資格について適用する。

##### (県庁舎等維持管理業務入札参加資格審査規程等の廃止)

- 3 県庁舎等維持管理業務入札参加資格審査規程（昭和六十三年大分県告示第三百八号）及

び大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第百四十八号）（以下「旧告示」という。）は、廃止する。

（経過措置）

4 この告示の施行の際、現に旧告示の規定に基づく入札参加資格を取得している者の入札参加資格の有効期間は、令和二年九月三十日までとする。

附 則（令和三年告示第二六七号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和四年告示第二五八号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前に大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（令和四年告示第五百十九号）

（施行期日）

1 この告示は、令和五年一月一日から施行する。

（大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程等の廃止）

2 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程（令和三年大分県告示第二百四十八号）及び大分県が発注する電子複写機等による複写サービス等業務の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程（令和三年大分県告示第二百五十号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格の規定に基づき県庁舎等の清掃業務に係る入札参加資格を取得している者の県庁舎等清掃業務に係る等級は、当該入札参加資格の有効期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

4 この告示の施行の際、現に附則第二項の規定による廃止前の大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程の規定に基づき入札参加資格の申請をしている者又は入札参加資格を取得している者については、

この告示による改正後の大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「新告示」という。）の規定により入札参加資格の申請をした者又は入札参加資格を取得した者とみなす。この場合において、入札参加資格を取得したとみなされた者の有効期間については、有効期間の終期が令和五年三月三十一日の者にあつてはなお従前の例によることとし、有効期間の終期が令和六年三月三十一日の者にあつては同年九月三十日とする。

5 この告示の施行の際、現に附則第二項の規定による廃止前の大分県が発注する電子複写機等による複写サービス等業務の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程の規定に基づき入札参加資格の申請をしている者又は入札参加資格を取得している者については、新告示の規定により入札参加資格の申請をしている者又は入札参加資格を取得した者とみなす。この場合において、入札参加資格を取得したとみなされた者の有効期間の終期については、なお従前の例による。

6 前二項の場合における大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領（令和二年大分県告示第五百七号）第一条の規定の適用については、同条第一項中「認めた者」とあるのは、「認めた者（大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格の一部を改正する告示（令和四年大分県告示第五百十九号）附則第四項又は第五項の規定により入札参加資格を取得したとみなされた者を含む。）」とする。

別表（第2条関係）

業種区分表

大分類（業種）		小分類（種目）		例
車・船舶類	車両	船舶・航空機		自動車・二輪車・自転車 飛行機・ヘリコプターを含む
	農林水産業用機器	土木用機器	自動車用品	農業用機器・畜産用機器・林業用機器 パワーショベル・フォークリフト タイヤ・自動車部品
家具類	家具	装飾	厨房用機器・食器	椅子・ベッド・箆笥・戸棚・鏡台 カーテン・ブラインド・じゅうたん・暗幕 調理台・業務用冷蔵庫・調理器具

		事務用機器・文具類	医療・薬品類		機械類										印刷										
事務機	文具	OA機器	医薬品	介護用機器	医療用機器	その他機器	電気設備	写真用機器	電気機器	視聴覚機器	消防及び防災用機器	電気通信用機器	計量及び測量用機器	光学機器	工作機器	理化学用機器	その他印刷	青写真	地図印刷	軽印刷	平版印刷				
事務用機・事務用椅子・キャビネット・紙	筆記具・ファイル・クリップ・コピー用器	パソコン・パッケージソフト・OA周辺機器	医療用薬品・工業用薬品・試薬・消石灰	車椅子・介護用入浴機器・歩行補助具	撮影装置等	医療用フィルム、医療教育用機器、X線	上記に該当しない機械類	発電機・モーター・変圧器・舞台照明器具	カメラ・写真用機材・フィルム（医療用を除く）	家庭電化製品・業務用電化製品	音響機器・プロジェクター・スクリーン	消火器・避難機器・救命器具・防災設備	アンテナ	電話交換機、通信用機器、放送用機器、	測量機器・計測機器・気象用機器	顕微鏡・双眼鏡・望遠鏡	旋盤・フライス盤・CAD/CAM関連機器等	定装置等	分析機器、実験用機器、試験器、公害測定装置等	シール、ステッカー等	コピー	青写真・航空写真・カラーコピー・大判	地図印刷	白黒冊子又は印刷を伴わない製本	軽印刷及び地図印刷を除く印刷全般

サービス	企画・広告・イベント										雑類	楽器・運動具・図書類	家庭用品	紙	印章	裁断機									
	計画策定	調査統計	イベント	出版・翻訳	広告	放送番組制作・放送	映像音響ソフト制作	その他物品	警察用品	農林水産業用品							贈答品・記念品	宝飾品・記章	標識・看板	食品	ガス・その他燃料	石油製品	原材料	図書・映像音響ソフト	運動用具
地域振興計画・福祉計画・防災計画の策		イベント・キャンペーンの企画・運営	画・制作・翻訳 本、雑誌、記念誌、パンフレットの企画・制作	CMの制作・新聞広告・雑誌広告の企画、制作	テレビ・ラジオ番組の制作	映像、音楽、スライドの企画・制作	上記に該当しない物品	交通安全用品	警棒・手錠・鑑識用機械機材・防護衣・	動物・植物・肥料・園芸資材・農薬	啓発グッズ・進物品	トロフィー 宝石・貴金属・眼鏡・バッジ・メダル・	道路標識・保安灯・看板・横断幕・腕章	食料品・生鮮食品	LPG・LNG・窒素ガス・酸素ガス	ガソリン・重油・軽油・灯油等	ト・木材・鋼材	セメント・コンクリート・アスファル	書籍・雑誌・法規集・CD、DVDソフト	運動用具・運動衣・トレーニング機器	鍵盤楽器・吹奏楽器・打楽器・音さ	清掃用具・家庭用品	被服・寝具・靴		





コンピュータ研修	データ処理
修 アプリケーション研修、業務システム研	加工 データ入力、データ集計、データ変換・